

対談

# 要件事実論の租税実務への 活かし方(前編)

## — 具体的裁判事例を元に

北海道大学大学院法学研究科教授 元国税審判官 佐藤修二  
弁護士・元国税審判官 向笠太郎

民事訴訟では、主張・立証責任の分配ルールである「要件事実論」が紛争の適正迅速な解決を目的として活用されている。租税訴訟も民事訴訟の一類型である以上、要件事実論は問題となり得るが、課税要件に該当する事実の立証責任は基本的にすべて国側が負うため、通常の民事訴訟に比べて活躍の場がないようにも見える。

しかし、租税訴訟においても、納税者は、自らに有利な事情等の主張立証責任を負っており、そのことを認識していないと、主張立証が足りないまま裁判が終了し、納税者の反論が認められずに敗訴となってしまうリスクがある。また、税務調査の段階でも、課税庁が納税者に主張立証責任を押し付けていると思われるケースや、納税者に有利な事実があるにもかかわらず納税者が主体的に主張立証しないといたケースがあるように思われる。このような場合に、要件事実を踏まえた適切な反論や主張立証を行うことで、課税庁に課税処分を断念させ、税務トラブルの早期解決につながる可能性がある。つまり、要件事実論の知識は、租税訴訟のみならず、租税実務レベルでも有益であるといえる。

そこで、本特集では、ともに元国税審判官である北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授と向笠太郎弁護士に、租税実務において要件事実論が具体的にどのように役立つのかを、対談を通じて紐解いていただく。前編となる今回は、「租税実務における要件事実論の意義」を、国（課税庁）と納税者のどちらが立証責任を負うのかという観点から、分かりやすい事例も用いながら明らかにする。

### はじめに

佐藤：今回は、弁護士法人日本クリアス法律事務所 への活かし方について伺います。向笠先生は、

最新号（6月23日号）の掲載記事となります。法律事務所では

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。